

第6回 議会活性化検討特別委員会 会議録

日 時 令和5年6月26日（月曜日） 午前9時00分 ～ 午前9時37分
場 所 白杵庁舎2階 応接室

出席委員の氏名

委員長 戸匹 映二	副委員長 伊藤 淳	
委員 川辺 隆	委員 匹田久美子	委員 内藤 康弘
委員 大塚 州章	委員 武生 博明	

欠席委員の氏名

（ な し ）

オブザーバー

議長 梅田 徳男

説明のため出席した者の職氏名

（ な し ）

出席した事務局職員の職氏名

局長 林 昌英 次長 後藤 秀隆 主査 大井智香子 書記 足立 卓也

傍聴者

（ な し ）

会議に付した事件

1. 検討内容の確認について
 2. その他
-

午前9時00分 開議

○委員長（戸匹映二）

ただいまから、第6回の議会活性化検討特別委員会を開きます。

本日は、前回皆さんから出た御意見について、ある程度まとまったところ、それからまだ協議中のところ、いろいろありましたので、6月30日の全員協議会で、途中経過として報

告を行う予定としています。

本日は、御手元にあります別紙資料で、前回までで大体まとまってきた内容を箇条書で書いております。この内容について、再度事務局が説明をしますので、間違いがないか御確認をいただくということで今日はお集まりいただきました。

それでは、別紙資料の(1) 情報公開について、事務局から説明していききたいと思います。

◎書記（足立卓也）

(1) 情報公開 ①議案の賛否の掲載について

（ 配付資料に基づき説明 ）

○委員長（戸匹映二）

議案の賛否の掲載について、全ての議案の結果を掲載していくということで間違いございませんか。

（ 「異議なし」の声 ）

6月定例会分から早速掲載していくということですが、ホームページには、全ての結果を掲載していきます。しかし、市報は紙面を広げるかどうかの交渉中ですので、現状の見開き1ページだけという形になります。賛否が分かれたものだけは掲載しますが分かれなかったものは掲載しないという形でいきます。それでよろしいですかね。

（ 「異議なし」の声 ）

では、①議案の賛否の掲載についての部分はこの内容で説明をしていききたいと思います。

②視察報告の掲載について、事務局説明をお願いします。

◎書記（足立卓也）

(1) 情報公開 ②視察報告の掲載について

（ 配付資料に基づき説明 ）

○委員長（戸匹映二）

②の視察報告の掲載についてです。現状、視察に行った後の報告書を各議員が作成しますが、掲載に関しては委員長が取りまとめたものだけを掲載するという形になるということで間違いはないですか。

（ 「はい」の声 ）

視察の報告については、臼杵市議会議員研修要領（案）に基づいて、参加議員は原則提出するという形で間違いはないですか。

（ 「はい」の声 ）

もう1点、報告書の提出先は議長とするということで、これも事務局から説明がありましてとおり、派遣の許可は議長が行っているということなので形としては議長に提出します。ただ運用面では、各委員長が集めて議長に提出するという形になろうかと思います。

○委員（川辺 隆）

確認なのですが、視察の報告については、市民の方から公開請求があったときに、各議員一人一人の報告書を公開するのでしょうか。先般情報公開請求があった際に、表に出る委員

長報告のみを公開するのか少し議論がありました。結論から言うと、各議員一人一人のものを情報公開された方に開示したと思います。今回も同じことをするのでしょうか。それとも、市民の方からの情報公開請求が各委員会にあった場合は委員長報告のみの開示でいくのか再確認したいのですが。

◎書記（足立卓也）

先ほどご説明したように、報告書を議長に提出ということであれば、事務局に報告書が上がってきますのでこちらは文書として処理をします。そうするとそこを請求された場合はもちろんそれを開示します。ただ、報告書を委員長に提出となったときは、事務局としては、その文書は回ってきません。委員会の中で提出されるものになるので、こちらとしては文書の受付ができないので、そうすると、公開請求されたとしても、事務局としては出しようがないものになります。

○委員（大塚州章）

情報公開請求を市民がどういう意図で請求するか、例えば全議員が提出しているのか確認のためなのか、それとも委員長報告のみを見せてほしいのか、その辺のところがあると思います。基本的には、全議員が提出することが原則としてうたわれているので、提出のチェックはしないといけないと思いますが、それを委員長が全部チェックの責任を負うことになってくると思います。最終的な提出先は議長ですけれど、提出のチェックについては皆さんでちょっと協議をしたほうがいいかと思います。

○委員（川辺 隆）

市民の方が何を求めて請求しているのか読み取らないといけないと思います。先般の情報公開請求の際はよく分からないけど議員全員分を出さないといけないということになりました。本来であれば、視察の報告書の提出を求めるという言葉だけであればそれを取りまとめた各委員会の委員長報告で十分だと思います。ただ、大塚委員がおっしゃられる個人個人の提出状況を見たいという情報公開請求があった場合は、一步踏み込んで少し話をしないと何でもかんでも出すのは少しどうなのかと思います。

○委員長（戸匹映二）

ということは、請求されたときに、具体的に何の目的でということを聞き取らなければならないということですかね。

◎書記（足立卓也）

基本的には、情報公開請求をされた場合、請求者に「どの」「いつの」「何の」資料を具体的に請求しているのか聞くことになります。例えば請求者が資料一式といった請求をした場合、全部公開することになります。こちらはこれだけと思って公開したものが請求者としては違うということで訴訟につながることもあります。なので、かなり詳細に、「この資料でいいですね」「これですね」というのを相手方に確認をした上で請求を上げてもらうことが情報公開の事務の基本的な部分になるかと思います。

○委員（大塚州章）

事務局が説明したように、委員長に提出なので文書がありませんというのは、果たして市民の皆さんに説明が通るのかなあとと思います。委員長が知っていますという形の答弁になると委員長が責任を負うことになると思います。なので、文書を一旦事務局に回して委員長が集めるのか、それとも委員長が全部まとめて事務局を通さずにまとめて委員長報告としてやるのかその辺のところを考えないといけないかと思います。

◎局長（林 昌英）

取りまとめというところで言えば、事務局が集めて委員長に確認してもらい、最終的には議長に提出するという事なので、議長に提出されたものは全て議会事務局としては収受して、決裁をとるというような形になります。したがって、それに関しては、先ほど言った公開文書の対象になります。請求の目的といったことは当然聞くのですが、請求されれば公開するようになります。

○委員（川辺 隆）

ということは、この視察の報告書の提出は、何らかしらの決まりに基づいた義務なのか。提出しなくていいものを提出しようとしているのか、必ず提出しないといけないものなので提出しろと言われるのかそこは確認してもらいたいです。これまで、一度も提出していない議員もいますが、何の処罰も指摘ありませんでした。提出する必要がないものであれば公開しなくても良いということではないでしょうか。

○委員（内藤康弘）

報告書を提出するということは、基本条例で規定されているから提出が必要になるのではないのでしょうか。

◎局長（林 昌英）

法令上、いわゆる義務で規定をされているわけではありません。今回、研修要領というのを作成して、その中に提出しなければならないということをうたっています。なので、いわゆる申合せみたいなものになるかと思います。そういった中での運用となると、議会基本条例にも規定しておりますので、議員として提出していただく必要があると考えています。

○委員（川辺 隆）

その議論はこれまでさんざんやってきましたが、守らない議員が出てきて、守らなくてもいいという議員が個人の考えを主張した場合、そのもの自体全く効力がなくなってしまう。我々はルールや申合せを守ってきました。しかしながら、ルールを守らない議員が出てきたときに、それを止める術がなく無力でした。確かにこれは守らないといけないことだということは分かりますが、守らなかったときはどうするのでしょうか。

○委員（内藤康弘）

そのために、条例をつくったわけですよ。

○委員長（戸匹映二）

その部分はもう1回検討しましょう。

続きまして(2)市民参加の機会の充実について、事務局の説明をお願いします。

◎書記(足立卓也)

(2)市民参加の機会の充実

①各常任委員会での意見交換会開催に向けた進捗状況について

(配付資料に基づき説明)

○委員(川辺 隆)

教育民生委員会の意見交換会の実施時期について、第1回目は9月6日です。出前講座は検討中ですので日程は未定です。

○委員長(戸匹映二)

ということで進捗状況については、議会基本条例に基づいて各常任委員会できちっと進めていただいているということで、報告をしたいと思います。

(3)広報機能の充実①年4回の定例会後に市報掲載による「議会だより」の掲載内容について、事務局の説明をお願いします

◎書記(足立卓也)

(3)広報機能の充実

①年4回の定例会後に市報掲載による「議会だより」の掲載内容

○委員長(戸匹映二)

資料には1.5倍と書いていますが1.5倍にするのか2倍にするのか、まだ協議中ということですので、増やせるように協議をするということで報告していきたいと思います。この内容で、特に疑問点はないですか。

(「はい」の声)

各意見については報告には入れないようにしたいと思います。

次に、②その他議会活動等について随時掲載について、事務局説明をお願いします。

◎書記(足立卓也)

(3)広報機能の充実

②その他議会活動等について随時掲載

(配付資料に基づき説明)

○委員長(戸匹映二)

今年の1月に実施した議会運営委員会の視察に関する報告を試験的にホームページに掲載します。それと議員ゼミナールの開催その他活動については、定期の年4回以外の市報以外にも掲載することを検討していくということで間違いないですかね。

(「はい」の声)

次の③議場を活用した広報活動や学校訪問等の実施内容について、事務局の説明をお願いします。

◎書記(足立卓也)

(3)広報機能の充実

③議場を活用した広報活動や学校訪問等の実施内容について

(配付資料に基づき説明)

○委員長(戸匹映二)

積極的に活用するということと、その活用方法等については、検討していくという形になります。これで間違いないですか。

(「はい」の声)

(4)議員研修について、事務局から説明をお願いします。

◎書記(足立卓也)

(4)議員研修

①研修要領(案)について

②令和5年度の議員ゼミナールの研修内容について

(配付資料に基づき説明)

○委員長(戸匹映二)

①研修要領(案)については、委員会の中で確認中ですが、この案については30日に全議員に配布をして見ていただきたいと思います。それでよろしいですか。

(「はい」の声)

②について、取り上げてほしい題材があれば議長に要望していくということで説明していきたいと思います。その他の御意見に関しては一つの意見ですのでこれは報告には入れません。

◎委員(川辺 隆)

この部落差別という言葉自体をこの文書から抜いたほうがいいのではないですか。新しい人権に関する内容で今後行っていくということにするほうがいいのではないかと思います。それであれば今年か来年の6月から新LGBT法に関する解釈の勉強を本来やるべきかと、仕方がなく部落差別問題やるのであれば、リモートにしてもらうことも検討できるかと思います。

○委員長(戸匹映二)

その辺はまた、特別委員会で検討していきたいと思います。

①②に関しては、この内容で報告したいと思いますので、よろしいですかね。

(「はい」の声)

それでは最後、(5)その他(議会改革・議会活性化)①議会ICTの推進について、事務局説明をお願いします。

◎書記(足立卓也)

(5)その他(議会改革・議会活性化)

①議会ICTの推進について

(配付資料に基づき説明)

○委員長（戸匹映二）

大きく決まったのは、導入に向けて予算確保を進めるということと、具体的なスケジュールの作成を進めることになります。この辺は、事務局を中心に段取りしていくのですが、すすめ方等の進行、導入に関しての内容については、この特別委員会でやっていくということになります。運用、取扱い、ルール等の点に関しては、議会運営委員会で協議をしていただくという形になるかと思います。ただ、両委員会に関連してくるところは当然出てくると思いますけど、そこはお互いに連携とりながら、議会運営委員会とこの特別委員会で、協議をする場合も出てくるかもしれません。そういう形で、今の方向性が決まったというところの報告を３０日にしたいと思います。

○委員（匹田久美子）

前回までの委員会の中で、タブレットの導入と同時に、Wi-Fi環境の整備をどう進めるかというのは具体的に出了したか。

◎局長（林 昌英）

タブレットを導入するに当たってWi-Fi環境の整備も必要かと思います。現在、各委員会室は使えますが議場は使えません。タブレット導入にあたってはWi-Fi環境も同時に整備しなければならないものと考えております。

○委員（川辺 隆）

今の議論であれば来年も導入してないかもしれません。何もしてこなかったのも、大分県で３市議会だけ取り残されてしまっています。ここには、特別委員会の委員長と常任委員会正副委員長もいますので、今年は予算を取るということをこの特別委員会で決議を取るべきかと思います。

◎局長（林 昌英）

タブレット導入に関する議論について、そういう声はこれまであったと思いますが、最終的に全議員がこれを導入すべきだということの意思の決定についてはこれまでなかったかと思います。

○委員（川辺 隆）

この議論は昨年度、梅田議長が新しく誕生した後に試験的にタブレットを使うところまで話がありました。今後はタブレットを入れていく必要があることについては、議会基本条例の策定からの流れではないでしょうか。

○委員（内藤康弘）

そういうことから、今後予算を確保していくということではないでしょうか。

◎局長（林 昌英）

そういうことも含めて、３０日に開催する全員協議会で意思確認をする必要があるかと思えます。

○委員長（戸匹映二）

全議員の意思確認ができれば、具体的に進めていくということにできると思います。

何のシステムを使うか使わないかとか、どういう使い方をするかで、金額が変わってきます。もしかするとペーパーレス以上に経費がかかるところも出てくると思うので、そこは慎重にしないと莫大な費用が発生することになりかねません。

そういう形で今の段階では、予算確保等を進める、運用は議会運営委員会で協議するということで、皆さんに御報告したいと思いますのが、よろしいでしょうか。

（ 「はい」 の声 ）

本日の資料は再度修正して、また、お配りしたいと思います。

○委員（大塚州章）

今回の内容については、6月定例会の本会議の中で中間報告をするのも一つの方法だったかなと思いましたので意見としてお伝えします。

○委員長（戸匹映二）

今回は、この内容で30日は中間報告という形でさせていただきたいと思いますので、よろしく願いいたします。

それでは、以上で第6回の議会活性化検討特別委員会を終わります。お疲れさまでした。

午前9時37分 閉会

白杵市議会委員会条例第30条第1項の規定により、ここに記録を作成する。

令和5年6月26日

議会活性化検討特別委員会
委員長 戸匹 映二